

改正後	改正前																																																																																																																																																																																											
<p>平成19年3月5日制定（国空乗第552号）  <u>令和6年6月27日最終改正（国空安政第704号）</u></p> <p style="text-align: center;">国土交通省航空局安全部安全政策課長</p> <p style="text-align: center;">航空身体検査証明申請書記入要領</p> <p>航空身体検査証明申請書（第22号様式、航空法施行規則第61条関係、以下「申請書」という。）の記入等（電子申請の場合は「入力」と読み替える。以下同じ。）は、本要領の定めるところによるものとする。</p> <p><u>I. はじめに</u></p> <p>1. ～3. （略）</p> <p>4. 申請書の様式を<u>国土交通省のホームページ（<a href="https://www.mlit.go.jp">https://www.mlit.go.jp</a>）（航空 &gt; 航空従事者の医学適性や航空身体検査の証明について）</u>に掲載していますので、活用して下さい。                      なお、申請書はA3サイズとします。</p> <p><u>II. 申請者の記入要領</u></p> <p>1. ～9. （略）</p> <p>10. 申請書9（適用する身体検査基準及び現に有する技能証明の資格）は、<u>適用する身体検査基準について、定期運送用操縦士、事業用操縦士又は准定期運送用操縦士の資格を有する者は第1種の該当欄に、自家用操縦士、一等航空士、二等航空士、航空機関士又は航空通信士の資格を有する者（定期運送用操縦士、事業用操縦士、准定期運送用操縦士のいずれの資格も有しないものに限る。）は第1種又は第2種のいずれかを選択して該当欄に○印を記入して下さい。</u>                      また、第1種、第2種の別にかかわらず申請者が保有する全ての技能証明番号を各欄毎に右詰めで記入して下さい。                      「計器飛行証明の保有」欄には、該当する方に○印を記入して下さい。</p> <p>(記入例)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="14">9 適用する身体検査基準及び現に有する技能証明の資格（該当する全ての技能証明番号を記入すること。）</td> </tr> <tr> <td colspan="7"><input checked="" type="checkbox"/> 第1種身体検査基準</td> <td colspan="7"><input type="checkbox"/> 第2種身体検査基準</td> </tr> <tr> <td>定期運送用操縦士</td> <td>A</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>自家用操縦士</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業用操縦士</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>一等航空士</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>准定期運送用操縦士</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>二等航空士</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計器飛行証明の保有</td> <td colspan="2" rowspan="2"><input checked="" type="checkbox"/> 有      <input type="checkbox"/> 無</td> <td colspan="2">航空機関士</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">航空通信士</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	9 適用する身体検査基準及び現に有する技能証明の資格（該当する全ての技能証明番号を記入すること。）														<input checked="" type="checkbox"/> 第1種身体検査基準							<input type="checkbox"/> 第2種身体検査基準							定期運送用操縦士	A	1	0	1	2	3	4	自家用操縦士						事業用操縦士								一等航空士						准定期運送用操縦士								二等航空士						計器飛行証明の保有	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		航空機関士											航空通信士										<p>平成19年3月5日制定（国空乗第552号）  <u>令和4年3月29日最終改正（国空航第3037号）</u></p> <p style="text-align: center;">国土交通省航空局安全部安全政策課長</p> <p style="text-align: center;">航空身体検査証明申請書記入要領</p> <p>航空身体検査証明申請書（第22号様式、航空法施行規則第61条関係、以下「申請書」という。）の記入等（電子申請の場合は「入力」と読み替える。以下同じ。）は、本要領の定めるところによるものとする。</p> <p><u>I. はじめに</u></p> <p>1. ～3. （略）</p> <p>4. 申請書の様式を<u>国土交通省のホームページ（<a href="http://www.mlit.go.jp">http://www.mlit.go.jp</a>）（航空 &gt; 航空従事者の医学適性や航空身体検査の証明について）</u>や<u>一般財団法人航空医学研究センターのホームページ（<a href="http://www.aeromedical.or.jp">http://www.aeromedical.or.jp</a>）</u>に掲載していますので、活用して下さい。                      なお、申請書はA3サイズとします。</p> <p><u>II. 申請者の記入要領</u></p> <p>1. ～9. （略）</p> <p>10. 申請書9（適用する身体検査基準及び現に有する技能証明の資格）は、<u>申請者が適用しようとする身体検査基準について、第1種又は第2種のいずれかの該当欄に○印を記入して下さい。</u>                      また、第1種、第2種の別にかかわらず申請者が保有する全ての技能証明番号を各欄毎に右詰めで記入して下さい。                      「計器飛行証明の保有」欄には、該当する方に○印を記入して下さい。</p> <p>(記入例)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="14">9 適用する身体検査基準及び現に有する技能証明の資格（該当する全ての技能証明番号を記入すること。）</td> </tr> <tr> <td colspan="7"><input checked="" type="checkbox"/> 第1種身体検査基準</td> <td colspan="7"><input type="checkbox"/> 第2種身体検査基準</td> </tr> <tr> <td>定期運送用操縦士</td> <td>A</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>自家用操縦士</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業用操縦士</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>一等航空士</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>准定期運送用操縦士</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>二等航空士</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計器飛行証明の保有</td> <td colspan="2" rowspan="2"><input checked="" type="checkbox"/> 有      <input type="checkbox"/> 無</td> <td colspan="2">航空機関士</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">航空通信士</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	9 適用する身体検査基準及び現に有する技能証明の資格（該当する全ての技能証明番号を記入すること。）														<input checked="" type="checkbox"/> 第1種身体検査基準							<input type="checkbox"/> 第2種身体検査基準							定期運送用操縦士	A	1	0	1	2	3	4	自家用操縦士						事業用操縦士								一等航空士						准定期運送用操縦士								二等航空士						計器飛行証明の保有	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		航空機関士											航空通信士								
9 適用する身体検査基準及び現に有する技能証明の資格（該当する全ての技能証明番号を記入すること。）																																																																																																																																																																																												
<input checked="" type="checkbox"/> 第1種身体検査基準							<input type="checkbox"/> 第2種身体検査基準																																																																																																																																																																																					
定期運送用操縦士	A	1	0	1	2	3	4	自家用操縦士																																																																																																																																																																																				
事業用操縦士								一等航空士																																																																																																																																																																																				
准定期運送用操縦士								二等航空士																																																																																																																																																																																				
計器飛行証明の保有	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		航空機関士																																																																																																																																																																																									
			航空通信士																																																																																																																																																																																									
9 適用する身体検査基準及び現に有する技能証明の資格（該当する全ての技能証明番号を記入すること。）																																																																																																																																																																																												
<input checked="" type="checkbox"/> 第1種身体検査基準							<input type="checkbox"/> 第2種身体検査基準																																																																																																																																																																																					
定期運送用操縦士	A	1	0	1	2	3	4	自家用操縦士																																																																																																																																																																																				
事業用操縦士								一等航空士																																																																																																																																																																																				
准定期運送用操縦士								二等航空士																																																																																																																																																																																				
計器飛行証明の保有	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		航空機関士																																																																																																																																																																																									
			航空通信士																																																																																																																																																																																									

改正後	改正前
<p>11. ～17. (略)</p> <p>Ⅲ. 航空身体検査指定機関の記入要領</p> <p>1. ～19. (略)</p> <p>Ⅳ. 指定航空身体検査医の記入要領</p> <p>1. ～8. (略)</p> <p>9. 申請書44（交付した証明書の有効期間）は、次のとおり記入して下さい。</p> <p>(1) 上欄（自）の年月日には、<u>航空身体検査証明書を交付する日</u>を西暦で記入すること。</p> <p>(2) 下欄（至欄、※1至欄、※2至欄）の年月日には、航空身体検査証明の有効期間の満了する日を記入すること。          なお、有効期間は、航空法第32条及び航空法規則第61条の3の規定に基づき、<u>航空身体検査証明書の区分に応じ、航空身体検査証明を受ける者が有する技能証明の資格ごとに、その者の年齢及び心身の状態並びにその者が乗り込む航空機の運航の態様に応じた期間とする。ただし、有効期間の短縮指示を受けている場合については、その指示された期間とする。</u></p> <p>Ⅴ. 附則</p> <p>1. ～2. (略)</p>	<p>11. ～17. (略)</p> <p>Ⅲ. 航空身体検査指定機関の記入要領</p> <p>1. ～19. (略)</p> <p>Ⅳ. 指定航空身体検査医の記入要領</p> <p>1. ～8. (略)</p> <p>9. 申請書44（交付した証明書の有効期間）は、次のとおり記入して下さい。</p> <p>(1) 上欄（自）の年月日には、<u>航空身体検査証明の有効期間の起算日</u>を西暦で記入すること。  <u>なお、起算日は、航空身体検査証明書の交付日となります。</u></p> <p>(2) 下欄（至欄、※1至欄、※2至欄）の年月日には、航空身体検査証明の有効期間の満了する日を記入すること。          なお、有効期間は、航空法第32条及び航空法規則第61条の3の規定に基づき、<u>航空身体検査証明を受ける者が有する技能証明の資格ごとに、その者の年齢及び心身の状態並びにその者が乗り込む航空機の運航の態様に応じた期間とする。ただし、有効期間の短縮指示を受けている場合については、その指示された期間とする。</u></p> <p>Ⅴ. 附則</p> <p>1. ～2. (略)</p>

附則（令和6年6月27日）

1. 本要領は、令和6年7月1日以降に行われる航空身体検査証明申請について適用する。